

令和 6 年 6 月 13 日現在

機関番号：26401

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2023

課題番号：18K02072

研究課題名（和文）台湾における居宅介護労働者の労働条件保護の決定プロセスとそのあり方

研究課題名（英文）The Decision-Making Process and Working Conditions Protection for In-Home Care Workers in Taiwan

研究代表者

根岸 忠（NEGISHI, Tadashi）

高知県立大学・文化学部・准教授

研究者番号：10535777

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,200,000円

研究成果の概要（和文）：台湾は、1992年から就業サービス法（就業服務法）に基づき、外国人労働者を受入れている。その中でも住み込みで働く居宅介護労働者が大きな割合を占めており、高齢化の進展に伴い、その人数はさらに増える見込みである。一方、同労働者は労働基準法（労働基準法）の適用外という受入れ開始時から課題は解決されていない。

本研究は、台湾が外国から居宅介護労働者の受入れを開始した際、労働条件を保護する法整備をなぜ行わなかったのか、また、受入れを始めてから現在までの法整備に関する議論を概観し、これまでの政策が十分であったか明らかにした上で、その労働条件の保護はいかになされるべきかを明らかにしようとしたものである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

労働基準法を所管する労働者委員会（「労工委員会」、現労働部）は、告示により1998年4月1日から12月31日まで居宅介護労働者を適用対象とした。その後、同労働者を保護するための法案を作成したが、成立することはなく、結局、現在は約款によって保護を行っている。

台湾政府は、2022年に6年以上在台し、介護等に従事した者は5年経過すれば永住資格申請を認めることとし、単純労働者は台湾に定着させないとの方針を大きく変えている。特定技能を創設し、さらに技能実習制度の廃止・育成就労の創設を控えている日本にとっても、本研究は大きな社会的意義があるものと考えられる。

研究成果の概要（英文）：Taiwan has been accepting foreign workers since 1992 under the Employment Service Act. A large proportion of these workers are live-in in-home care workers, and the number is expected to increase further as the population ages. On the other hand, the problem that Taiwan has faced since the start of accepting such workers, namely, that they are not covered by the Labor Standards Act, has not been resolved.

This study examines why Taiwan did not establish law to protect the working conditions of these workers when it began accepting in-home care workers from abroad, reviews discussions on the establishment of laws from 1992, when Taiwan began accepting in-home care workers, to the present, and clarifies whether past policies have been sufficient. It also attempts to clarify whether the past policy has been sufficient, and how the working conditions of these workers should be protected.

研究分野：労働法

キーワード：介護労働者 外国人労働者 台湾 労働条件保護

## 1. 研究開始当初の背景

我が国と同様に、台湾も今後急速な高齢化が見込まれている。2016年の台湾の高齢化率は13.20%、2018年には14%、2025年には20%を超えると推計されていた。こうした急速な高齢化に対応するため、台湾政府は、2007年に長期介護10か年計画（我國長期照顧十年計畫）、2016年末に前記計画を引き継ぐ長期介護10か年計画2.0（我國長期照顧十年計畫2.0）を策定し、税財源により介護サービスを提供している。介護サービスに従事する労働者をいかに増やしていくかが大きな課題となっている。

要介護者の増加に対応するため、1992年から就業サービス法（就業服務法）に基づき、インドネシアなどの東南アジアから外国人労働者を受け入れている。総人口約2300万人のうち、外国人労働者の総数はおよそ70万人であるが、そのうち居宅介護労働者は20万人を超えている。1984年の制定以来、労働基準法（労働基準法 以下「労基法」という）は、個人の家庭で家事や介護といった労務を提供する者（具体的には家政婦や居宅介護労働者）を家事使用人と定義した上で、適用対象から除外している。だが、現在家政婦はほとんどいないため、同法の適用が除外される家事使用人には居宅介護労働者のみが該当する。使用者の家庭という閉鎖的な空間で労働に従事するため、長時間労働の蔓延、休憩や休日がないなど労働条件は低く、暴力をふるわれることもある。

先述したように、現在居宅介護労働者には労基法が適用されていないが、実はかつて労働者委員会（「勞工委員會」、現労働部 我が国の旧労働省に相当）の告示により、1998年4月から同年12月まで9か月間適用されていた。しかし、その後も当該労働者を過酷な労働環境から守るため、今日に至るまで労基法を再適用するか、特別法を制定するかが議論されている。このように、台湾では彼らの保護について、長年にわたる議論がある。しかし、台湾の同労働者保護に関する経験をわが国の介護労働者をめぐる議論に役立てようとする研究は乏しかった。

## 2. 研究の目的

台湾での居宅介護労働者の労働条件保護をめぐる法政策を探求することにより、台湾政府による従来の政策が十分だったか否かを明らかにした上で、当該労働者の保護はいかになされるべきか提示することを目的としようとするものであった。

## 3. 研究の方法

まず、居宅介護労働者の労働条件保護が、法的にも実態的にもどの程度なされているか解明するため、政府、立法院（国会に相当）の議事録、実態調査を行った上で執筆された論文及び統計資料の収集及び分析を行った。具体的には、労働部の資料及び立法院の議事録（立法院公報）を精査することにより、労基法の適用及び適用除外に際し、いかなる議論がなされたのか、また家事労働者保護法がこれまでなぜ成立しなかったのか、その理由を解明した。また、居宅介護労働者の実態調査を行った上で執筆された論文や政府による統計資料の収集及び分析を行った。

ついで、文献や統計資料の解析で得られた知見がはたして正しいのか検証するため、聞き取り調査を行った。具体的には、実態調査を行った研究者や労働部、（当該労働者の多くは外国人であるため）労働部の外局であり、外国人労働者の受入れを所管している労働力発展署（労働力發展署）を訪問し、台湾では居宅介護労働者をどのように保護しているのかについて尋ねた。くわ

えて、台湾国際勞工協會、台湾外籍工作者發展協會及び台湾人權促進會といった外国人支援組織も訪れ、聞き取りを行った。

#### 4. 研究成果

新型コロナウイルス感染症蔓延に伴う渡航制限を理由とした研究の中断があったが、コロナ禍を経て居宅介護労働者の状況にいかなる変化があったか調べるため、複数の外国人支援組織を訪問し、聞き取りを行った。これら組織によれば、コロナ禍に伴う入国規制によって、来台する外国人居宅介護労働者が減ったが、よりよい労働条件を求めて失踪する者が増加したとのことであった。

さらに、行政院（内閣に相当）は2022年4月に「中程度の技術を有する外国人材の雇用を維持するための計画（留用外國中階技術人力計畫）」に基づき、「中程度の技術を有する外国人材（外國中階技術人力）」の受入れを開始した。同計画では、6年以上在台し、介護等に従事した者が同人材に転換以後、5年経過すれば永住資格申請ができることとなり、台湾政府が、居宅介護労働者を含む単純労働者は台湾に定着させないとの従来の方針を大きく変更したことがわかった。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 2件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 根岸 忠	4. 巻 14・15
2. 論文標題 台湾における外国人非熟練労働者受入れをめぐる法的枠組みと保護	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 アジア法研究 2020/2021	6. 最初と最後の頁 67-77
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根岸 忠	4. 巻 65
2. 論文標題 台湾における外国人熟練労働者受入れをめぐる法政策：近年の法政策を中心に	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 開発法学の再検討I	6. 最初と最後の頁 33～49
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.32286/00026368	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根岸 忠	4. 巻 133
2. 論文標題 家事使用人の労働条件保護はどのようになされるべきか 台湾における家事労働者への労働法適用をめぐる議論の検討をととして	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本労働法学会誌	6. 最初と最後の頁 232-243
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根岸 忠	4. 巻 726
2. 論文標題 早川智津子著『外国人労働者と法』	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本労働研究雑誌	6. 最初と最後の頁 91-93
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根岸 忠	4. 巻 21
2. 論文標題 Yumiko Nakahara著『International Labor Mobility to and from Taiwan』 経済学の観点から見た台湾をめぐり国際労働移動	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日本台湾学会報	6. 最初と最後の頁 267-273
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根岸 忠	4. 巻 49-1
2. 論文標題 台湾における外国人介護労働者の労働条件保護 労働条件保護のあり方をめぐる議論の検討をとおして	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 問題と研究	6. 最初と最後の頁 99-135
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根岸 忠	4. 巻 261
2. 論文標題 台湾における外国人労働者をめぐる法政策	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 135-142
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根岸 忠	4. 巻 328
2. 論文標題 台湾における外国人労働者受け入れをめぐる法規制	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 季刊・労働者の権利	6. 最初と最後の頁 53-59
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計17件（うち招待講演 3件 / うち国際学会 5件）

1. 発表者名 根岸 忠
2. 発表標題 台湾における居宅介護労働者保護をめぐる法政策
3. 学会等名 関西大学法学研究所総合研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 根岸 忠
2. 発表標題 台湾における外国人への社会保障制度の適用
3. 学会等名 アジア法学会2021年度研究大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 根岸 忠
2. 発表標題 台湾における外国人への社会保障法の適用 社会保険法を中心に
3. 学会等名 台湾史研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 根岸 忠
2. 発表標題 日台外国人與社會安全制度 以社會保險為中心
3. 学会等名 國立中興大學109年高教深耕 厚實特色研究能量計畫（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 根岸 忠
2. 発表標題 台湾における外国人非熟練労働者受入れをめぐる法的枠組みと保護
3. 学会等名 アジア法学会2020年度研究大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 根岸 忠
2. 発表標題 法學研究方法與實踐
3. 学会等名 興大台日法學研究交流圓卓會（招待講演）（國際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 根岸 忠
2. 発表標題 家事使用人の労働条件保護はどのようになされるべきか 台湾法の検討をとおして
3. 学会等名 社会法研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 根岸 忠
2. 発表標題 台湾における居宅介護労働者の法的保護 居宅介護労働者をめぐる法政策の検討をとおして
3. 学会等名 台湾史研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 根岸 忠
2. 発表標題 家事使用人の労働条件保護はどのようになされるべきか 台湾における家事労働者への労働法適用をめぐる議論の検討をとおして
3. 学会等名 関西労働法研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 根岸 忠
2. 発表標題 台湾における居宅介護労働者の法的保護 居宅介護労働者をめぐる法政策の検討をとおして
3. 学会等名 第22回現代台湾学術討論会（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 根岸 忠
2. 発表標題 家事使用人の労働条件保護はどのようになされるべきか 台湾における家事労働者への労働法適用をめぐる議論の検討をとおして
3. 学会等名 東京労働法研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 根岸 忠
2. 発表標題 家事使用人の労働条件保護はどのようになされるべきか 台湾における家事労働者への労働法適用をめぐる議論の検討をとおして
3. 学会等名 日本労働法学会第136回大会
4. 発表年 2019年



1. 発表者名 根岸 忠
2. 発表標題 外国人労働者とシティズンシップ
3. 学会等名 2019年度パブリック・アチーブメントシンポジウム「法とシティズンシップ 地域づくり・都市づくりのリテラシー」
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 根岸 忠
2. 発表標題 日台の外国人労働者をめぐる労働法制
3. 学会等名 国際シンポジウム「外国人労働者受入れをめぐる労働市場法政策の日台比較 外国人非熟練労働者に焦点をあてて」(国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 根岸 忠
2. 発表標題 台湾における外国人労働者の受け入れをめぐる法規制と法的保護の相克
3. 学会等名 関西労働法研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 根岸 忠
2. 発表標題 日本外籍照顧人力運用與管理綜論
3. 学会等名 国際ワークショップ「徳日長照最新發展議題論壇」(招待講演)(国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 根岸 忠
2. 発表標題 台湾における外国人労働者をめぐる法規制 近年の法政策の検討をとおして
3. 学会等名 日本台湾学会関西西部会研究大会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 根岸忠	4. 発行年 2023年
2. 出版社 旬報社	5. 総ページ数 15
3. 書名 社会法をとりまく環境の変化と課題	

1. 著者名 根岸 忠	4. 発行年 2022年
2. 出版社 晃洋書房	5. 総ページ数 14
3. 書名 アジア労働法入門	

1. 著者名 根岸 忠	4. 発行年 2022年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 8
3. 書名 台湾を知るための72章 第2版	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------